

【見本】

2

・押印は必要ありませんが、訂正が必要になった場合は2重線で消した上、押印（スタンプタイプの印は不可）してください。なお、修正液(テープ)は使用できません。
・消せるボールペン（フリクションペン）は使用できません。

再貸付

借用書（再貸付）

※太枠内をご記入ください

現在の住民票の世帯人数で貸付金額を記入。

単身世帯：45万以内

複数世帯：60万以内

万円

借入月額

万円×__か月

借入期間

令和__年__月から令和__年__月までの__か月間

総合支援資金特例貸付については、本借用書貴会の指示に従って、

借入期間は記入しないでください。貸付決定時に初回送金月に応じ、審査機関である東京都社会福祉協議会が記入します。

現在の住民票の世帯人数で貸付金額を記入。

単身世帯：15万以内

複数世帯：20万以内

令和__年__月__日 ※都道府県社会福祉協議会

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住所	台東区 下谷 ○ - × - △□
氏名 (自署)	台東 花子
生年月日	昭和 50 年 4 月 2 日生 平成

太枠内を住民票の記載どおりに自筆してください。

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月 (最大 12 か月)
	償還期間	120 か月 (最大 120 か月)
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地区	年度	資金	貸付けコード	受付番号	
				区市町村社協	

